

「脳・心臓疾患および精神障害の労災認定基準の問題点と改善方向を探る」シンポジウム

現在、厚労省において過労死等の労災認定基準の見直し、改定作業が行われています。過労死（脳・心臓疾患）については今年 2020 年、過労自殺（精神障害）については来年 2021 年をめどとしています。

労働者の「働き方・働かせ方」が、労働者のいのちと健康に決定的な影響を与え、それが労災・職業病の発生に直結しています。現在の過労死等の労災認定基準はあまりにも厳しすぎ、改善が求められています。

職場における労働者の安全と健康を確保するのは事業者の義務です。労働者のいのちと健康、そして家族の生活を守るため、過労死等の労災認定基準の実効ある改善を求めていきましょう。

働くもののいのちと健康を守る全国センター

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4

平和と労働センター 6 階

TEL: 03-5842-5601

MAIL: info@inoken.gr.jp



2020 年 10 月 26 日（月）

13 時 30 分～16 時

【場所】 全労連会館 3 階・全労連会議室

【参加費】 無料（事前申し込み制）

ツールは **ZOOM** を使用します。

* **ZOOM** 設定は、参加される方ご自身でお願いします。

【参加方法】

下記当センターメールアドレスまで、氏名、メールアドレス、所属を記入し、お申込みください。

後日、オンライン参加のためのアクセス情報をご案内いたします

✉ info@inoken.gr.jp



【基調報告】

「過労死の現状と労災認定基準改定の課題」

玉木一成弁護士（過労死弁護団事務局長）

【現行認定基準で問題になった事案報告(予定)】

①東京センター 色部 祐さん

②北海道センター 佐藤誠一さん

③愛知センター 小池友子さん

④京都職対連 芝井 公さん

【質疑討論】 【まとめと行動提起】